

「緒方富雄賞」選考委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本臨床検査同学院（以下「当法人」という。）の定款に基づき「緒方富雄賞」を設け、その選考方法等について定めることを目的とする。

(緒方富雄賞)

第2条 定款第4条 第3号の顕彰事業として、「緒方富雄賞」を設ける。

(趣旨)

第3条 当法人は、臨床検査領域の技術・教育を通じて医療の発展に著しく貢献した者若干名に対し、「緒方富雄賞」を授与する。

2 前項の賞の授与は、原則として毎年1回行うものとする。

(受賞資格及び選考基準)

第4条 本賞受賞者は、臨床検査技師あるいは衛生検査技師から選考するものとする。

2 本賞受賞者の選考基準は以下の項目を考慮して行う。

- (1) 臨床検査医学の技術面で顕著な業績をあげ、かつその進歩発展に大いに寄与した者であること。
- (2) 一級臨床検査士または一級遺伝子分析科学認定士の資格を有する者、あるいは同程度の力量を有している者であること。
- (3) 臨床検査領域の教育面で貢献した者であること。
- (4) 臨床検査医学に関係のある論文、著書あるいは講演の内容が学術的に高度であること。

3 当法人の理事及び監事は、受賞者となることができない。

(選考方法)

第5条 本賞受賞者は、「緒方富雄賞」選考委員会（以下「委員会」という。）がその候補者を選考し、理事会が決定する。

2 委員会は、当法人の社員が推薦した者の中から受賞候補者を選考し、これを理事会に報告する。選考に際しては、推薦者による推薦状のほか、被推薦者に関わる印刷物等があれば、これを参考資料として活用するものとする。

3 推薦者が委員会の委員である場合には、当該委員は、第1項及び第2項

の選考及び決定に関わることができない。

4 推薦者が委員長である場合には、委員の互選で委員長代行を決定する。

(委員の資格)

第6条 委員会は、理事全員と、会員及び学識経験者のうちから理事長が指名した者3名以内とで構成する。

2 委員長は、理事会が選任し、理事長が委嘱する。

3 委員会においては、資格審査・顕彰担当理事が、推薦者及び被推薦者の資格を審査し、これを報告する。

(監事の出席)

第7条 監事は委員会に出席し、意見を述べることができる。

(受賞者の表彰)

第8条 受賞者の表彰は、毎年、贈呈式において行い、賞状楯、ヒポクラテスマダル、万年筆及び副賞10万円を贈呈する。これらについては理事会承認を得る。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

1 この規程は、平成21年1月16日から施行する。

平成18年10月24日制定

平成19年11月18日改定

平成24年11月18日改定

平成28年 3月27日改定

平成28年 6月13日改定

平成30年 9月 2日改定

令和2年11月29日改定

令和3年 3月20日改定

令和5年 3月18日改定